

助成対象経費について

当該助成金は事業に対する助成金であるため、対象となる経費は、助成対象事業の目的の達成に当たり必要と認められる必要最小限の経費であり、団体の運営や対象事業以外の事業に係る経費は対象とならない。

助成対象事業の実施のために要した経費としての積算が困難である支出は、交付申請時及び事業完了報告時に記載する事業費（対象事業費）には計上しない。

特に、次に掲げる表のことに留意すること。

	対象となる経費	対象外となる経費
報償費	<ul style="list-style-type: none"> 講師、指導者への謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアに対する謝金 団体等又は共催団体の構成員（以下「構成員等」という。）に対する謝金 菓子折や図書券など物品や金券による謝礼
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 講師、指導者、ボランティア及び構成員等の交通費及び宿泊費 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者に対する交通費及び宿泊費 交通費のうち、公共交通機関使用の場合のグリーン車運賃等の特別料金 宿泊費のうち飲食代 海外からの渡航費
需用費	<ul style="list-style-type: none"> 参加者一人当たり1,000円までの材料費 用紙代、インク代、コピー代 チラシや募集案内等の印刷費 文房具代 提出用報告書に係る写真代（現像代等） 熱中症対策等に係る物品の購入 事業（オンライン講座等も含む）に必要な機器 	<ul style="list-style-type: none"> 助成事業以外で使用する消耗品費 参加者が作成し持ち帰る物についての材料費のうち、一人当たり1,000円を超える額 参加者に配付する記念品代 文房具の中で、参加者が持参できる物品代
役務費	<ul style="list-style-type: none"> 募集チラシ、参加者への案内等の送料 事業に必要な物品の搬送料 講師、指導者、ボランティア、構成員等及び参加者の保険料 	<ul style="list-style-type: none"> 通信料（電話料金等の公共料金の支払い）
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 会場使用料 構成員等の事業実施場所への入場（館）料 物品の借上げ料 資材等の運搬や構成員等が事業実施場所へ移動するためのレンタカー借料 機材レンタル料 借用衣類のクリーニング代 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の事業実施場所への入場（館）料 事業期間を越える使用に係る機器リース費用 参加者の移動に伴うバスの借料 ソフトウェアライセンス料（Zoom等）
食糧費	<ul style="list-style-type: none"> 調理等を行う事業の食材購入費（参加者一人当たり1,000円以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の食材購入費のうち参加者一人あたり1,000円を超える額